令和7年度 厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業

「オンライン研修」研修資料 (日程3)

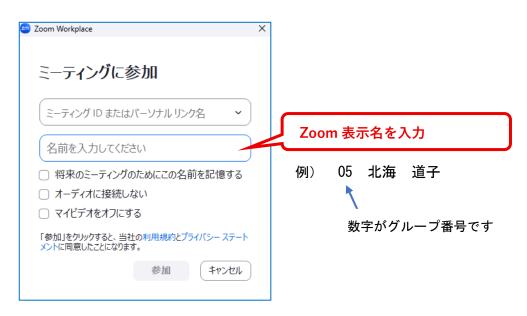
日程3:令和7年10月28日(火)

オンライン研修参加の際の「表示名」について

Zoom へ入室の際は、表示名の変更をお願いいたします。

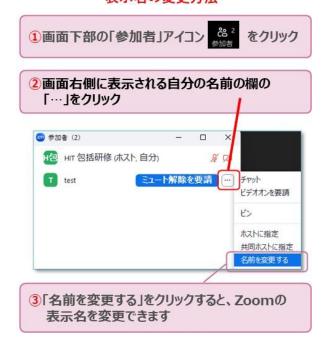
※当日、表示名をもとにグループ分けを行いますので、<mark>必ず変更してください</mark>。

方法 1: Zoom に参加する際、「名前を入力してください」の部分に、事務局からお送りした「Zoom 表示名」を入力してください(事務局からのメールまたはグループ名簿参照)。



方法2: Zoom に参加した後に表示名を変更する場合は、下記の手順で変更してください。

表示名の変更方法



目 次

1.	「オンライン研修」について	1
2.	「オンライン研修」プログラム	2
3.	研修講師	3
4.	研修資料	4
	・講義資料「相談支援体制整備について」	5
	演習(グループワーク)	14
5.	アンケートの提出について	22

【厚生労働省担当部局】

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

【研修事務局】

一般社団法人北海道総合研究調査会(HIT)

1.「オンライン研修」について

(1)目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところです。

また、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれ、今後、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営や、これらの市町村に対する都道府県による支援など、各自治体が相談支援体制の強化に向けて取り組むことが必要となっています。

そこで、厚生労働省では、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備を含めた地域の相談支援体制の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営の促進を図るため、令和6年度から、市町村担当職員や相談支援・(自立支援)協議会等に関わる関係者を対象とした「オンライン研修」を実施しています。2年目となる今年度は、相談支援体制整備における市町村の役割や都道府県との連携について、講義や他の自治体との意見交換を通じて検討いただく機会として実施します。

(2) 対象者

- 市町村の相談支援体制整備に関わる市町村担当職員
- ・相談支援・(自立支援)協議会等に関わる関係者 (基幹相談支援センターの職員、障害者相談支援事業(委託相談)実施事業所の職員、地域生

活支援拠点等の担当者・コーディネーター等、(自立支援)協議会のメンバー等)

(3) 開催日程

日程	日時	対象市町村
1	令和7年 10 月 17 日(金) 13:30~16:30	・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等が いず れも未設置・未整備の市町村
2	令和7年 10 月 23 日(木) 13:30~16:30	・基幹相談支援センターが <u>設置済み</u> ・地域生活支援拠 点等が <u>未整備</u> の <u>市町村</u> または ・基幹相談支援センターが <u>未設置</u> ・地域生活支援拠点 等が 整備済み の <u>市町村</u>
3	令和7年 10 月 28 日(火) 13:30~16:30	・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等が <u>いず</u>
4	令和7年 10 月 30 日(木) 13:30~16:30	<u>れも設置・整備済み</u> の <u>市町村</u>

2. 「オンライン研修」プログラム

【事前学習】	・チェックリストの記入・提出
	・「相談支援業務に関する手引き」「自立支援協議会の設置・運営ガイドラ
	イン」に目を通す

1

演習シート1	・「チェックリスト」の記載内容も参考に、自分の自治体の相談支援体制
	の構築における強みや課題等を敷理

1

【事前視聴動画】

- 1) 事例の報告 (解説)
- 2) 事例の報告

①大分県(宇佐市) ②大阪府 ③高知県 ④沖縄県 ⑤新潟県

3) 行政説明(厚生労働省)



演習シート2

・講義動画を視聴し、自分たちの自治体の課題に対しての解決策として参 考となることや取り組んでみたいことを整理



【オンライン研修当日】プログラム

【オンフィン研修ヨロ】ノロソフム						
時間	内容	担当				
13 : 30	開会	事務局				
13 : 30~13 : 35	挨拶(本研修の目的等)	厚生労働省				
13 : 35~13 : 40	資料確認・本日の流れの説明・講師紹介	事務局				
13:40~14:10	講義「相談支援体制整備について」	講師				
14 : 10~16 : 20	演習(グループワーク)	講師				
14:10~14:25 (15分)	本日のグループワークについて グループワーク 1 の進め方の説明	講師				
14:25~15:30 (65分) (①15分+②50分)	グループワーク 1 相談支援体制整備における市町村の課題と取組 ①相談支援体制整備における市町村の課題等の共有 (※政令市:各区の課題) ②課題解決に向けた取組について意見交換					
15:30~15:40 (10分)	休憩					
15:40~15:45 (5分)	グループワーク2の進め方の説明	講師				
15:45~16:20 (35分) (①5分+②30分)	グループワーク2 都道府県による市町村支援 ①個人ワーク:都道府県に対して期待する支援 (※政令市:各区と市との連携) ②都道府県に期待する支援や都道府県(自立支援)協 議会に担ってもらいたい役割について意見交換 (※政令市:各区と市との連携や市協議会の担う役 割について意見交換)					
16:20~16:25 (5分)	講師による総括	講師				
~16:30	閉会	事務局				

3. 研修講師

【事前視聴動画】

担当	氏名	所属
「事例の報告」解説	大平 眞太郎	社会福祉法人グロー 法人事務局 総務部長

(敬称略)

【オンライン研修当日】

担当	氏名	所属
講義	岩上 洋一	社会福祉法人じりつ 理事長 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 副代表理事

担当	氏名	所属			
演習 (日程1・2)	野崎陽弘	社会福祉法人けやきの郷 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」 障害者相談・地域支援センターけやき センター長			
演習 (日程3)	吉田 展章	NPO 法人 藤沢相談支援ネットワーク ふじさわ基幹相談支援センターえぽめいく 所長			
演習 (日程 4)	金丸 博一	コンサルテーションサポート 森の入口 代表			

(敬称略)

4. 研修資料

·講義資料	「相談支援体制整備について」	 	5
・演習(グ	ループワーク)		14

相談支援体制整備について

令和7年度 障害者地域生活支援体制整備事業 ブロック会議の開催等に関する検討会 委員

岩上 洋一

(日本相談支援専門員協会副代表・社会福祉法人じりつ理事長)

日程1 基幹・拠点いずれも未整備

日程2 基幹・拠点いずれか未整備

日程3 基幹・拠点いずれも整備済

日程4 基幹・拠点いずれも整備済

協議会



基幹相談支 援センター



地域生活支 援拠点等

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしてほしい31のチェック項目) 厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
Ι.	. 相談支援体制構築のための基礎理解							
1	相談支援専	相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の	533	24	4	1	562	
	門員の創設と(自立支	'	機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	94.8%	4.3%	0.7%	0.2%	100.0%
	援)協議会	2	相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように	539	18	4	1	562
	の設置	2	制度化された職種であるということを理解している。	95.9%	3.2%	0.7%	0.2%	100.0%
Π.	相談支援体制	制の	構築に必要な理解と実践					
1		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き	501	23	8	30	562
			取っている。	89.1%	4.1%	1.4%	5.3%	100.0%
	行政の担当	4	障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、	431	84	17	30	562
	部署	,	責任の所在をはっきり示している。	76.7%	14.9%	3.0%	5.3%	100.0%
		5	障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談でき	508	21	3	30	562
		Ů	ঠ.	90.4%	3.7%	0.5%	5.3%	100.0%
2		6	庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署に	430	86	17	29	562
			もタイムリーに相談・対応できるチームが組める。 	76.5%	15.3%	3.0%	5.2%	100.0%
	行政内にお	7	精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解してい	466	52	15	29	562
	ける連携	,	১ .	82.9%	9.3%	2.7%	5.2%	100.0%
		8	重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要で	410	93	30	29	562
		ŭ	あることを理解している。	73.0%	16.5%	5.3%	5.2%	100.0%
3		9	相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事	498	25	16	23	562
	行政と委託 相談等との	行政と委託 ° 業者、基幹相談支援センター等に情報共有タ	業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	88.6%	4.4%	2.8%	4.1%	100.0%
	連携	10	委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事	306	148	80	28	562
		-	業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	54.4%	26.3%	14.2%	5.0%	100.0%

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
4		11	計画相談(指定特定・指定障害児)、委託相談(市町村障害者相談支援事業)、(中核機能強化加算を算定している)児童発達支援センターとの連携	346	94	79	43	562
			による相談支援体制が整備されている。	61.6%	16.7%	14.1%	7.7%	100.0%
		12	計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と	202	173	143	44	562
			理解している。	35.9%	30.8%	25.4%	7.8%	100.0%
		13	複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実に向けた	145	144	230	43	562
		10	取組を計画的に促進している。	25.8%	25.6%	40.9%	7.7%	100.0%
		1/1	のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	213	143	162	44	562
	基幹相談支	17	のであるいでルグノブブの解消に同けた共体的な収価を行うでいる。	37.9%	25.4%	28.8%	7.8%	100.0%
	援センター		委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用15 援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができて	328	93	96	45	562
		13	版の中が必要な人に対して相談文法を行うものという反割が担がてきている。	58.4%	16.5%	17.1%	8.0%	100.0%
		40	16 相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している(目指している)。	315	127	77	43	562
		10		56.0%	22.6%	13.7%	7.7%	100.0%
		基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」 17 「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている(あるいは体	388	51	79	44	562	
		17	制の構築を進めている)。	69.0%	9.1%	14.1%	7.8%	100.0%
		18	市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス	156	104	258	44	562
		10	等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	27.8%	18.5%	45.9%	7.8%	100.0%
5		基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解してい 19	433	78	33	18	562	
		13	వ .	77.0%	13.9%	5.9%	3.2%	100.0%
		20	拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネー	176	67	297	22	562
	地域生活拠	20	ターを配置している。	31.3%	11.9%	52.8%	3.9%	100.0%
	点等	21	拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付(地域生活支援拠	84	84	371	23	562
			点等機能強化加算)を活用している(あるいは検討している)。	14.9%	14.9%	66.0%	4.1%	100.0%
		22	拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置してい	178	101	261	22	562
			る(あるいは検討している)。	31.7%	18.0%	46.4%	3.9%	100.0%

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計		
		23	拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時に	267	127	149	19	562		
	地域生活拠	23	おける体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	47.5%	22.6%	26.5%	3.4%	100.0%		
		24		140	127	272	23	562		
		24.9%	22.6%	48.4%	4.1%	100.0%				
6		25	協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支	485	40	34	3	562		
		20	援体制の構築に必要な関係機関等の参画が得られている。	86.3%	7.1%	6.0%	0.5%	100.0%		
	(自立支援)	26	26		協議会において、個別の課題から地域課題としてミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課題	272	187	99	4	562
			を明確にして取り組んでいる。	48.4%	33.3%	17.6%	0.7%	100.0%		
		27	協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱について共有	475	64	19	4	562		
			し、適切な取扱いが可能な状況にある。	84.5%	11.4%	3.4%	0.7%	100.0%		
		28	協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要	414	82	60	6	562		
	協議会		に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。	73.7%	14.6%	10.7%	1.1%	100.0%		
		29		個別事案から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町	159	141	252	10	562	
			村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。	28.3%	25.1%	44.8%	1.8%	100.0%		
			都道府県が行う専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター運	155	159	239	9	562		
			営事業等)の活用や連携の推進に取り組んでいる。	27.6%	28.3%	42.5%	1.6%	100.0%		
		31	都道府県のアドバイザー(都道府県相談支援体制整備事業等)を活用し	227	95	230	10	562		
		J'	ている。	40.4%	16.9%	40.9%	1.8%	100.0%		

※「オンライン研修」事前課題 集計結果概略(速報値)

官民協働

• 多岐に渡る課題に対して、横断的な仕組みを通して、政策反映するために民間の力を活用する。

官民協働のメリットとデメリット

- 行政の人事異動に振り回されにくい。
- チームで仕事することで目指す方向がぶれない。
- 民のメンバーが官のつなぎ役になる。
- → 継続した事業展開が可能になる。

- チームが機能するまで手間と時間がかかる。
- チームのメンテナンスが必要。
- → 生みの苦しみと育てる苦労(苦しみ)

参考 島田知子 官民協働のチーム作りのコツ 令和5年度 精神障害にも対応した地域包括ケア システム構築支援事業 にも包括構築担当者研修資料一部改編

横断的 たる課題 ジェクト

計画と 予算化 ない。 な議の場 ンス 困難を突 破する チーム力 官民協 働

6

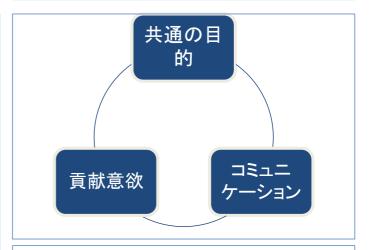
5

ジョン・カッツェンバッ ク氏のチームの定義

チェスター・バーナードが提 唱した組織論

「ある特定の目的のために 多様な人材が集まり、協働 を通じて、相乗効果を生み 出す少人数の集合体であ る」

- 共通の目的
- 達成すべき目標
- アプローチの共有
- 連帯責任を果たせる補完的なスキル



- 「コミュニケーション」組織内のメンバーで情報を共有し、意思疎通を図る。
- 「<mark>貢献意欲</mark>」組織のメンバーがチームの活動 に対して発揮されるモチベーション。
- 「共通の目的」協働意欲は協働の目標なしには 発展しえない。

市町村の障害(児)者支援体制の中核となる機関は?

市町村の障害福祉主管課 + 基幹相談支援センター+地域生活支援拠点等+(自立支援)協議会 (+中核的な児童発達支援センター)

【基幹相談支援センター】 地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設けた。

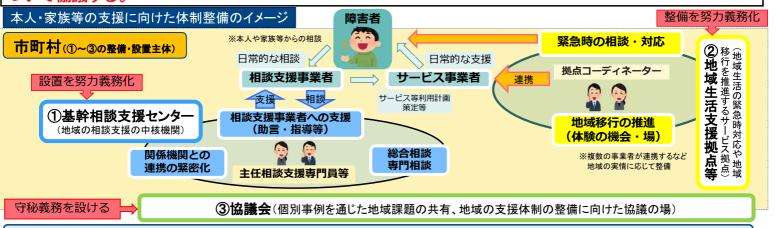
→ 基幹相談支援センターの中核的な機能としての「③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援 」「④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務」を行う体制をつくる。

【地域生活支援拠点等】 障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を 設けた。

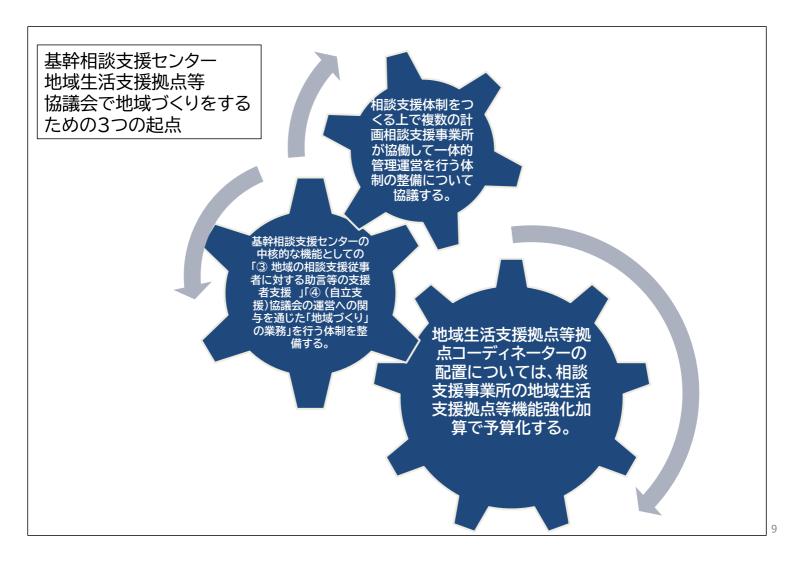
→ 拠点コーディネーターを相談支援事業所の地域生活支援拠点等機能強化加算で予算化する。

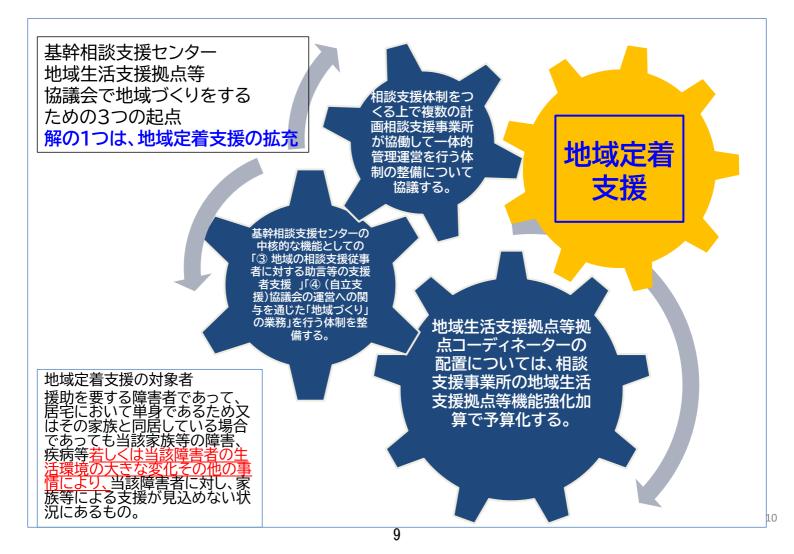
【協議会」

→ 相談支援体制をつくる上で複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制の整備に ついて協議する。



٥





厚牛労働省ホームページ

重層的支援体制整備事業は、 「市町村において、すべての地域 住民を対象とする包括的支援の 体制整備を行う事業として、計 会福祉法に位置づけられていま す。既存のものとは別の新しい相 談支援機関や、地域の拠点を設 けることが目的ではありません。既 存の支援機関等の機能や専門 性を活かし、相互にチームとして 連携を強めながら、市町村全体 の支援体制をつくることが目的で す。重層的支援体制整備事業 の財政支援において、既存の各 制度に基づく補助金等を含めて 一括して交付する仕組みとしてい るのも、このような趣旨を踏まえて のことです。

地域共生社会の実現(第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相 互に人格と個性を尊重し合いなが ら、参加し、共生する地域社会の 実現を目指して行われなければな らない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、 包括的な支援体制(※)の整備に努 めることを義務づけ

(※)以下、3点の機能を有する体制 ①地域住民同士が支え合う機能 ②支援関係機関が連携して支援を行う機能 ③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の 一つとして、市町村において相談 支援、参加支援、地域づくりを-体的に実施する事業

(任意事業:全国473箇所(R7年度予定))

2

包括的な支援体制の整備(社会福祉法第106条の3)

出典 厚生労働省資料

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
 - (※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定

れ

支援を

体的に行う「包括的な支援体

制

- 市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策(1~3号)の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進 のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機 能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

</l></l></l></l></l

≪現行条文との関係≫

◎106条の3第1項第3号

生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援 関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の 有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的か つ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎106条の3第1項第2号後段

二 地域住民等が(中略)、<u>必要に応じて、支援関係</u>機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に 関する施策

◎106条の3第1項第1号・2号前段

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す 活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に 交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に 対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を 推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課 題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助 <u>言を行い</u>、(中略)に関する施策

支援関係機関

②支援関係機関同士が 連携して支援を行う機能 (部局横断的ケース会議等) ※重層では、多機関協働事業 が本機能に該当

③地域と支援関係機関をつなぐ機能

※重層では、参加支援事業、 アウトリーチ継続的支援事業 が本機能に該当

地域住民等

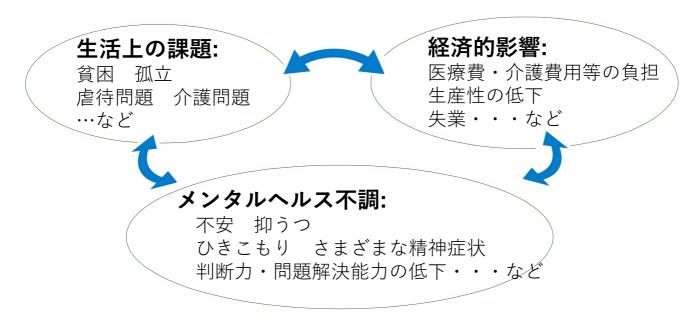
①地域で支え合う機能 (居場所・交流の場、 見守り等)



(注 1) 地域住民等: 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(4条2項) (注2)包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるたまな。

支援関係機関:地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(4条3項)

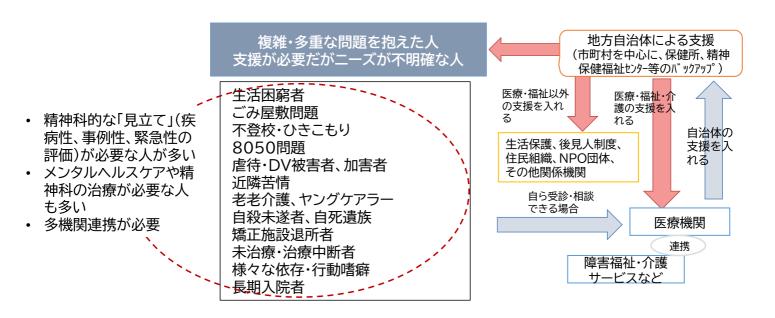
生活上の課題とメンタルヘルス不調



出典:Thornicroft G and Tansella M: Better Mental Health Care 一部改变

資料提供 NCNP 藤井千代

地域におけるさまざまな課題・支援ニーズへの対応



出典:第3回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会 資料2 一部改変

13

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ (概要)

令和7年5月28日

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月 から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、 福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、 包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念」する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野·地域住民等との連携·協働の強化
 - iv.地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1 ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活 用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能と する特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能·取組評価に応じ た支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への 対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機 能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、 死後事務支援等を提供する第二種社 会福祉事業を新設
 - ※2日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネッ トワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉 連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な 取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの 対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支 える事業を新設【2.②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター(権利擁護 支援の地域連携ネットワークのコーデ ィネートや家裁からの意見照会に対応)を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての 防災分野との連携、平時からの関係者 との連携体制の構築
- ② DWAT (災害派遣福祉チーム)の平時 からの体制づくり・研修等の実施 20

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ (抜粋)

出典 厚生労働省資料

1 ・地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- 2)包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方
 - ① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【検討会議での意見等】

- 包括的な支援体制の整備については、自治体へのヒアリングにおいては(略)、
- 都道府県が所<u>管する</u>保健所、児童相談所、子ども・若者総合相談支援センター、<u>精神保健などとの連携を進めてほしい。</u>と の意見があった。

【対応の方向性】

- (iii) 都道府県における包括的な支援体制の整備
 - □ 都道府県における包括的な支援体制の整備に係る責務を再確認するとともに、精神保健や児童虐待、難病等の相談支援の 実施主体として市町村の包括的な支援体制の整備と連携する必要性を明確化する必要がある。

6 · 終わりに

○ 地域共生社会の実現に向けた取組はこれからが本番である。2040 年に向け、社会構造が大きく変化していく中で、これまで社会におい て頼りとしてきた地縁・血縁・社縁といった繋がりはますます弱くなり、孤立化はさらに進んでいくことが想定される。こうした流れの中で、全国の地域 とそこに住む人々の暮らしを守っていくためにも、人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すことの価値と意義を提唱し続け、そして、実行に移して いく必要がある。その際、単に制度を作り、それを実行していくだけでは、全ての人にとって包摂的な社会にはなり得ない。地域住民の主体性 を基礎に、どのような地域にしたいかを自ら考え、今ある人や資源をつなぎあわせ、必要であれば新たに創り出す中で地域を創っていくことがこれ からの社会には不可欠である。

地域共生社会を実現していくためには、福祉施策の範疇にとどまらず、地域と行政が一丸となり、政策のみならず、地域の資源を最大 限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げる次なるステージに進んでいかなければならない。そのためには、包括的支援の構築 を地域に委ねるだけでなく、各府省庁・自治体の庁内連携の促進、庁内外における対話等を通じて協働・連携の輪を広げていくことが重要で ある。

参考「体制ができるBook 共生のまちへ ~田中係長と7つのエピソード」



日本相談支援専門員協会協力、 厚生労働省障害福祉課、精神・ 障害保健課、地域福祉課に助 言いただいた 全国地域で暮 らそうネットワーク編集「体制 ができるBook 共生のまちへ ~田中係長と7つのエピソー ド」を全国の都道府県・指定都 市主管課、市区町村の障害福 祉主管課、基幹相談支援セン ターに1部ずつ配布中です。

17

グループワークのプログラム

14:10~16:20	演習(グループワーク)		
14:10~14:25(15分)	本日のグループワークについて グループワーク 1 の進め方の説明		
14:25~15:30(65分) (①15分+②50分)	グループワーク1 相談支援体制整備における市町村の課題と取組 ①相談支援体制整備における市町村の課題等の共有 (※政令市:各区の課題) ②課題解決に向けた取組について意見交換		
15:30~15:40(10分)	休憩		
15:40~15:45(5分)	グループワーク2の進め方の説明		
15:45~16:20(35分) (①5分+②30分)	グループワーク2 <u>都道府県による市町村支援</u> ①個人ワーク:都道府県に対して期待する支援 (※政令市:各区と市との連携) ②都道府県に期待する支援や都道府県(自立支援)協議会 に担ってもらいたい役割について意見交換 (※政令市:各区と市との連携や市協議会の担う役割につい て意見交換)		
16:20~16:25(5分)	講師による総括		

本日のグループワーク

【事前課題・動画視聴・講義】

- ・チェックリストの記入
- ・演習シート1:自分の自治体の課題等を整理
- ・動画の視聴(行政説明、事例の報告)
- ・演習シート2:動画を見て、参考となる取組を整理
- ・講義:相談支援体制整備について再確認



【本日のグループワーク】

GW1:事前課題・動画・講義を踏まえ、自分の自治体の現在地(どんなことができていて、何が課題なのか)についてグループ

内で共有し、課題解決に向けた取組について意見交換

GW2:市町村だけでは解決できないことや、それに対して都道府県

にどのような支援を期待するか、都道府県(自立支援)協議

会にどんな役割を担ってもらいたいかを意見交換

(政令市:各区と市との連携や市協議会の担う役割について意見交換)

グループの分け方

日程3・4:基幹相談支援センター・地域生活支援 拠点等がいずれも設置・整備済みの市 町村

グループの分け方

以下を考慮の上、1グループ6~7アカウント程度でグループ分け

- ・人口規模が近い自治体(政令市は別グループ)
- ・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備状況 (単独・共同など)
- ・市町村職員・相談支援関係者の人数

グループワーク1の進め方①

14:25~14:40 (15分) ※最初に司会(2名)を決める

【各市町村の現状や課題等を共有】

(<u>順番に、所属・氏名を伝えてから</u>、事前課題のチェックリスト、演習シート1を 踏まえて発表)

政令市以外

・自分たちの市町村が、基幹相談 支援センター・地域生活支援拠 点等・(自立支援体協議会の連 携など相談支援体制を備にいな できていることは何か、どんなに課 題を感じているかを順番に発表 し(1人2分程度)、グループ 内で共有してください。

政令市

・自分たちの<u>市町村の各区や地域</u>が、基幹相談支援センター・立 域生活支援拠点等・(自立支援 域生活支援拠点等・(相談支援 を制整備に向けてきるはできる。 を制整備でとはできる。 をしているではでのではでいる。 を順番に発表し(1人2分程 ではない。 で共有して ださい。

※メモとして演習シート13 を活用してください。

演習シート3 (メモ)

グループワーク1の進め方②

14:40~15:30(50分)

【課題解決に向けた取組について意見交換】

(事前動画、本日の講義、演習シート2を踏まえて)

政令市以外

- ・共有した課題の中から、課題の解決 に向けて市町村としてどんなことが できるか意見交換してください。 (出された課題が多岐にわたる場合 は、共通している課題など、いくつ かに絞って意見交換)。
- ・意見交換の際は、行政としての役割 は何か、官民共同でどう取り組むか、 を念頭において検討してください。 その際、市町村(自立支援)協議会 をどのように活用できるかも合わせ て検討してください。

政令市

- ・共有した課題の中から、課題の解決 に向けて<u>市内各区や地域</u>としてどん なことができるか意見交換してくだ さい(出された課題が多岐にわたる 場合は、共通している課題など、い くつかに絞って意見交換)。
- ・意見交換の際は、行政としての役割 は何か、官民共同でどう取り組むか、 を念頭において検討してください。 その際、区(自立支援)協議会をど のように活用できるかも合わせて検 討してください。

※メモとして演習シート4を活用してください。

演習シート4 (メモ)

15:30~15:40(10分)

休 憩

グループワーク2の進め方①

15:45~15:50(5分)

【個人ワーク】(グループワーク1の意見交換を踏まえ)

政令市以外

- ・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・(自立支援)協議会の連携など相談支援体制整備において、市町村だけでは解決できないこと、それに対して都道府県にどのような支援を期待するか
- ・都道府県(自立支援)協議会に 担ってもらいたい役割としてど んなことが考えられるか

→個人ワークで書き出す

政令市

- ・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・(自立支援)協議会の連携など相談支援体制整備において、各区と市はどのように連携して取り組むか
- ・市(自立支援)協議会が担う役割としてどんなことが考えられるか

→個人ワークで書き出す

※演習シート5を使用してください。

<参考> 市町村の取組事例

~府県・アドバイザー支援を活用し、議論を深める・体制をつくる~

事例	取組のきっかけ	府県・アドバイザー支援の活用場面		
		関係者の共通理解、協議の場づくりの場面	取組に係る関係者間の合意形成の場面	
宇佐市 (大分県)	拠点整備、基幹設置を機 に官民連携による主体的 な相談支援体制の構築	市と民間事業所、市と県の間にアドバイザーが入り、市が抱える課題等を整理、検討	課題整理や進捗管理、適切な助言を得て、 関係者のモチベーションを維持し、新た な体制を構築(令和7年度から始動)	
A 市 (大阪府)	基幹の委託を視野に入れ、 協議会の目的や役割・機 能の理解促進と見直し	アドバイザーが参加し、委託相談支援事業・基幹相談支援センター・市担当部署 (行政)等が一緒に地域課題を抽出	関係者間の相互理解や共通認識が得られ、 市全体で相談支援体制の強化に向けた意 識が醸成	
西原町 (南部圏域) (沖縄県)	相談支援事業の複数事業 所による協働に向けて実 務的課題に関する官民の 協議	圏域アドバイザーが協議会の委員として 参加し、協議を進行	基幹の運営委託に際して、町内の主任相 談支援専門員の知見を活用した事業展開 の重要性について確認(令和7年度から 委託)	
中土佐町 ・四万十町 (高知県)	人材、資源が不足する隣接市町村が共同による相 談支援体制強化の検討	県による地域生活支援拠点の概要や財源 確保、拠点の要綱案等の情報提供、助言	これまでに役場で検討していた体制案と、 相談支援事業所側で考えた体制案をすり 合わせ、官民で認識を共有	
北部圏域 8町村 (沖縄県)	圏域内の小規模町村(離 島含む)における基幹設 置の検討	町村自立支援協議会(相談部会)に圏域 アドバイザーが参加し、継続的に協議を 推進	北部圏域8町村において単独契約・共同 設置の形で基幹相談支援センターを設置	
下越圏域 (新潟県)	基幹設置の進展を踏まえ、 地域の官民連携による主 体的な相談支援体制の再 構築	アドバイザーが参加し、会議等の設置要綱や研修企画を県と各市町村職員、基幹相談支援センター、委託相談等が協働で 作成	作成プロセスを通じて、地域の相談支援 体制の重要性の理解が浸透、体制を再構 築	

演習シート5 (個人ワーク)

グループワーク2の進め方②

15:50~16:20(30分)

政令市以外

- ・1人ずつ個人ワークの内容を発表(1人1分程度)。
- ・発表した内容を踏まえて、都道 府県に期待する支援や都道府県 協議会に担ってもらいたい役割 としてほかにどんなことが考え られるか、グループ内で意見交 換する。

政令市

- ・1人ずつ個人ワークの内容を発表(1人1分程度)。
- ・発表した内容を踏まえて、各区 と市がどのように連携して取り 組むか、市協議会が担う役割と してほかにどんなことが考えら れるか、グループ内で意見交換 する。

※メモとして演習シート6を活用してください。

演習シート6 (メモ)

16:20~16:25

講師による総括

5. アンケートの提出について

- ・研修終了後、アンケートに回答の上、提出をお願いいたします。
- ・回答結果は、都道府県による市町村支援の検討のための資料として、各市町村が所属する都道 府県にも共有することをご承知おきください。

【アンケートは以下のいずれかの方法で回答してください】

※研修終了後にご回答ください

- ①研修修了時にZoomの「チャット」に送信したアンケートのURLをクリックし、入力フォーム(グーグルフォーム)から回答
- ②事前にメールでお知らせしたURLをクリックし、入力フォーム(グーグルフォーム)から回答
- ③厚生労働省ホームページからダウンロードしたアンケート (エクセルファイル) に回答の 上、事務局あてメールで提出

※③の場合

- ・回答済みのエクセルファイルを研修事務局【shogai_sodan@hit-north.or.jp】あてに送付してください。
- ・メール件名は「<u>オンライン研修アンケート</u>」としてください。
- ・アンケートのファイルは、PDFファイルにせず、<u>エクセルファイルのまま送付</u>してく ださい。また、シートの追加はせず、1ファイル1シートのまま送付してください。

【アンケート提出〆切(日程3)】 令和7年10月30日(木)